

保護者各位

授業料減免事業・入学金軽減事業のご案内について

日頃、本校教育活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

千葉県より、千葉県私立学校授業料減免事業・入学金軽減事業について連絡がありました。

この制度の対象者は、千葉県の私立学校に通学する生徒(世帯)ですので、他都県にお住まいの方も該当になります。但し東京都にお住まいの方については東京都私学財団にも同様の制度があります。(授業料減免事業のみ)

制度の内容については、以下のとおりとなります。

1. 授業料減免事業について(全学年対象)

受給要件：計算式(市区町村民税の課税調整額×6%－市区町村民税の調整控除額※)が以下の表の額になる世帯が該当です。(父・母合算)

政令指定都市に市民税を納税している場合は、@調整控除の額に3/4を乗じた額

	減免割合	計算式の額	就学支援金額	減免月額
A	全額減免	154,500円未満	30,500円	0円
B	全額減免	175,500円未満	9,900円	20,600円
C	2 / 3 減免	227,100円未満	9,900円	10,400円
D	減免該当外	304,200円未満	9,900円	該当外
E	該当外	304,200円以上	該当外	該当外

該当者：上表の「B」・「C」・「Aに該当し就学支援金年額が36,600円未満」
※海外勤務の方は該当外です。

手続き：不要です。(就学支援金の手続きをされた方は学校で申請致します。)

2. 入学金軽減事業について(1学年のみ対象)

受給要件：減免事業の計算式が、「51,300円未満」の世帯が該当です。

受給額：一律 150,000円

手続き：不要です。(就学支援金の手続きをされた方は学校で申請致します。)

3. 家計急変世帯の減免について(全学年対象)

令和5年4月以降に家計が急変した世帯に給付されます。

受給要件：家計が急変した世帯(別添の罹災家計急変要件.pdfをご確認下さい。)

手続き：**必要です**。(要件の内容によって提出書類が異なりますので学校へご連絡下さい。)
千葉県に内容を確認し申請書類等、保護者様へご連絡致します。

受給額：授業料の2 / 3 額減免(上限額243,600円)

提出締切 令和4年12月15日(木)

※上記制度についてご不明な点などございましたら事務室山下ご連絡をお願いします。